



登場
ページ

今週の専門用語

06

ページ

1万円未満の課税仕入れ

令和5年度税制改正で措置されたいわゆる少額特例のこと。基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、一回の取引金額が税込1万円未満の課税仕入れについては帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる。基準期間とは、個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度をいい、特定期間とは、個人事業者の場合は前年1～6月までの期間、法人の場合は前事業年度の開始の日以後6月の期間をいう。

11

ページ

コベンツ（財務制限条項）

借入期間内における作為・不作為について借手が誓約する、借入契約における特約条項。その多くは「一定の自己資本比率の維持」「一定の純資産額の維持」等の財務的な遵守事項である。一般に、コベンツを遵守できない場合には、債務者（企業）は「返済期日が到来するまでは元本を返還しなくてもよい」という期限の利益を喪失することが定められているが、これを実行すれば企業の倒産の引き金となりかねないため、実際にはコベンツに抵触しても債務の一括返済を迫られるケースは少ない。

17

ページ

タックス・ルーリング

納税者からの個別事案に関する照会に対する税務当局の回答をいう。日本では従来、個別通達形で税務上の取扱いを公表してきたが、米国の内国歳入庁（IRS）が納税者からの個別事案に関する質問に応じて発する公定解釈（ルーリング）のように、個別事案に関する取扱いを文書の形で示す手続が必要との声が高まり、「事前照会に対する文書回答手続」が2001年頃から導入・拡充されてきた。なお、移転価格税制ではその先駆けとして、1987年ごろから事前確認制度が導入されている。

From
編集室

◆今年も税制改正要望の時期となった。税制改正要望事項は一旦否定されると再要望がしばしば難しくなる傾向があるため、各省庁は要望事項を吟味することになる。◆令和6年度税制改正要望ではイノベーションボックス税制が要望される可能性があるが、BEPS議論を通じ、「パテントボックス＝有害税制」というイメージが根強いことから、実現に向けては紆余曲折が予想される。◆しかし、イノベーションボックス税制はシンガポールやインドで既に導入され、米国でも国外無形資産由来所得の特別控除を行う制度が導入されている。過去の偏見を捨て、「今何が必要か」という視点から改正議論が進んで欲しいものだ。（Q）

週刊T&Amaster 第992号

2023年8月28日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp